

(表)
不利益処分の処分基準 個票

		部課等名 <u>こども育成部保育課</u>	番号 <u>1</u>
不利益処分の内容		茅ヶ崎市立中海岸保育園の指定管理者の指定の取消及び管理運営業務の一部又は全部の停止命令	
根拠法令及び条項		地方自治法第244条の2第11項	
処 分 基 準	関係条項	地方自治法第244条第2項、同第3項	
	基準 (未設定の場合は その理由)	① 茅ヶ崎市が指定管理者に対して対象施設の管理運営の適正を期すためにする指示に従わないとき。 ② 指定管理者の業務実施が、茅ヶ崎市が示した条件を満たしていない場合にする業務改善指示に従わないとき。 ③ その他指定管理者による管理運営業務を継続することができないと認められるとき。	
	参考事項	協定書抜粋 (指定の取消し等) 第20条 甲は、乙が第15条第1項の指示及び第16条の改善勧告に従わないとき、その他乙による管理運営業務を継続することができないと認めるときは指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理運営業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。	
	設定等年月日	平成24年4月1日設定 (年 月 日最終変更)	

(裏)

処 分 基 準	基 準	
------------------	-----	--